

採用から審査官昇任までの主な研修について

特許審査官は、強力な排他的独占権である特許権を独立して付与する重要な職責を担っております。

そのため、入庁して1年目と2年目は、特許審査官補として特許審査官の補助業務を行いつつ、審査や法律等に関する各種研修を受講していただきます。

このように充実した研修を通じて、特許法等の法律に関する知識や特許審査の実務能力を身につけることにより、3年目に審査官に昇任することができます。

審査官になるまでに受講する主な研修内容

- 初任研修(1年目)
国家公務員の服務、産業財産権や審査に関する基本的な知識等を修得する。
- 審査官コース前期研修(1年目)
産業財産権関係法令、条約、審査実務に関する専門知識等を修得する。
- 審査官コース後期研修(2年目)
判例研究等の事例演習や産業財産権周辺法令の知識等の修得を行い、審査実務知識を修得する。